

08 文部科学省（構造改革特区第19次 検討要請）.xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1034010	地方独立行政法人法における、公立大学法人の業務範囲の拡大	公立大学法人においては、地方独立行政法人法第43条および第70条により、その業務が大学及び高等専門学校の設置及び管理のみに制限されており、また業務上の余裕金の運用が禁止されている。より積極的に研究成果の活用を通じた社会貢献を行うとともに、技術に関する研究成果を活用した外部資金の獲得による自律的運営に道筋を立てるために、地方自治体においてその必要性が認められ、総務大臣ならびに文部科学大臣の認可を得た場合にあっては、当該法人の研究成果を用いて行われる事業を行うものへの出資を可能とすることを求める。	実施内容:大阪市で検討されている、大阪駅北側のナレッジキャピタルにおいて、本学は抗疲労・癒し、健康科学研究を中心とした施設運営を計画している。ここでの活動内容は、本学が持つ知識、技術、研究成果を用いた産業界等との連携による新ビジネス構築とその発展であり、産学官連携研究拠点としての共同研究、受託研究、受託事業等の受注活動の場であるのみでなく、本学の研究から発生した抗疲労・癒し、健康科学研究に関する技術(たとえば疲労検診技術、健康関連商品等)を活用することを目的に設立された事業体への出資を想定している。 提案理由:上記のナレッジキャピタルでの活動は産業界等との連携の場となる。そのため本学が持つ知識、研究成果を、市民を含め産業界へ積極的に還元し、産学官連携構想のもと、その成果の活用を進める必要がある。しかしながら公立大学は地方独立行政法人法第43条および70条により、その業務が制限されており、たとえば本学の技術に関する成果を活用する事業を運営することはもちろん、その事業への出資が認められていない。大学等における産学官連携活動並びに自立促進が叫ばれているなか、大学の研究成果を用いた外部資金獲得は重要な課題であり、当該大学の研究成果を活用することを目的として設立された事業体へ出資することは、より効率的かつ効果的な活動支援が期待できる。すでに教員個人においてベンチャー企業の創出が盛んに行われ、また、国立大学、私立大学が大学運営以外に一定の制限のもとで事業出資が行われているなか、公立大学法人においても地方自治体の求める事業に関して出資できることが、大学自立ならびに地方貢献の面からも重要である。		公立大学法人 大阪市立大学	大阪府	総務省 文部科学省
1062010	学校設置非営利法人による学校設置事業の対象者の範囲の拡大	構造改革特別区域法第13条第1項により、学校設置非営利法人の設置する学校は、不登校児童・生徒・幼児又は発達障害のため学校への適応が困難な児童・生徒・幼児を対象とする教育に限定されている。この対象をオルタナティブ教育やインターナショナル教育を受けている子ども、他の障害をもつ子ども、外国籍の子どもにも広げ、地域の学校においては満たされないこれらの特別の需要に応じた教育を行う学校を設置できるようにする。	地域の小学校、中学校、高等学校が応えることができない特別な教育の需要に対して、個人やNPO法人が無認可の学校をつくり、それに対応しているという現実がある。それらは、フリースクール、オルタナティブスクール(シュタイナー学校、フレネ学校、デモクラティックスクールなど特定の教育理念に基づく学校)、外国人学校、インターナショナルスクールなどの学校である。これらは、多様な教育ニーズをもつ子ども達に必要な教育を提供しているにもかかわらず、法的根拠がなく不安定な状態におかれている。本提案は、NPO法人の運営する学校が「新しい公共」政策の一環として、積極的に教育フロンティアの役割を担えるようにすることにより、多様化・グローバル化する社会に必要とされる、主体的でクリエイティブな人材を育成することを目的とする。 特区817「学校設置非営利法人による学校の設置事業」が、不登校児童生徒等に対象を限定しているため、これまで学校設置非営利法人が、不登校児・発達障害児以外の子どもを対象とした学校を設置することができなかった。この措置により、その他の特別な需要をもつ子どもたちにも相応しい学校教育の場が確保される。	学校設置非営利法人による学校設置の容易化	NPO法人箕面こどもの森学園	大阪府	文部科学省
1062020	学校設置非営利法人による学校の施設基準の弾力的運用	学校設置非営利法人の設置する、生徒数200人以下の小規模な学校の施設要件は、小学校設置基準第8条及び第10条、中学校設置基準第8条及び第10条、高等学校設置基準第13条、第14条及び第16条の各条のただし書きの「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合」に該当するものとして弾力的に運用する。	特区によって学校設置非営利法人による学校設置の特例が認められているにもかかわらず、未だ学校設置非営利法人による学校はつくられていない。その理由のひとつは、現在あるNPO法人の学校のほとんどが生徒数40人以下の小規模のもので、設置基準に定める校舎や運動場の面積を確保することが極めて困難だからである。しかし、小規模であっても、地域の学校が対応できない特別な需要に応じる教育を行い、社会的に貢献している民間の学校を正規な学校として認めることは、「新しい公共」の精神に合うものである。小規模な学校には、親密な人間関係、コミュニケーションのとりやすさ、個人の特性にあったきめ細かな教育ができるなど教育上大きなメリットがあり、個性的でクリエイティブな人材を育成するのに適している。学校設置非営利法人の学校設置を容易にするためには、施設基準を弾力的に運用する必要がある。 [代替措置] 1. 校舎面積については、生徒数20人以下の場合には120㎡以上、21人以上の場合には120+3×(生徒人数-20)㎡以上とする。 2. 運動場面積については、20㎡以上の空地を有すること。ただし、近隣の公園や運動施設を活用するなど、教育上支障の生じない措置を講じれば、この限りではない。 3. 近隣の運動施設を活用するなど、教育上支障の生じない措置を講じれば、体育館は持たなくてもよい。	学校設置非営利法人による学校設置の容易化	NPO法人箕面こどもの森学園	大阪府	文部科学省
1062030	学校設置非営利法人による学校の学級編制基準の弾力的運用	学校設置非営利法人の設置する学校の学級編制については、小学校設置基準第5条、中学校設置基準第5条の各条のただし書きの「特別の事情があるとき」に該当するものとして弾力的に運用する。	現在、NPO法人が運営している学校には、同学年の児童・生徒だけで学級編制されていないものが多い。意図的に異学年の生徒で学級を編制することによって教育効果を得ている学校もある。これらの学校の教育の特色を生かすためにも、学級編制を弾力的にできるようにする。	学校設置非営利法人による学校設置の容易化	NPO法人箕面こどもの森学園	大阪府	文部科学省

08 文部科学省（構造改革特区第19次 検討要請）.xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁												
1065010	校舎面積基準の引き下げによる学校設置事業	学校設置非営利法人による学校を設置する場合は、校舎面積基準を引き下げることができるようにする。	<p>学校設置非営利法人による学校設置事業を促進することにより、不登校児童生徒やLD、ADHDといった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育環境の改善を目指す。</p> <p>具体的には、学校設置非営利法人が設置する学校に関しては、校舎面積の最低基準を以下のとおりにすることができるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>生徒数の区分</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>20人以下</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>21人以上</td> <td>120+3×(生徒人数-20)</td> </tr> </table> <p>※こうしたNPO法人の運営採算ラインを20人と見積り、以下の「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について(報告)」を参照として面積基準を算出した。</p> <table border="1"> <tr> <td>生徒数の区分</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>40人以下</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>41人以上</td> <td>200+2.5×(生徒数-40)</td> </tr> </table> <p>提案理由 教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人は多く存在するが、学校設置非営利法人によって設立された学校はまだ1校もない。こうしたNPO法人は運営規模が小さいところが多く、学校設置基準が大きな障壁となっているが、その背景として、都市部で運営しているところが多いため土地の取得が事実上困難であることや、廃校舎の活用がままならないといった事情が挙げられる。 小規模であるが故に通える、きめ細やかな対応が可能であるが故に適応できるという児童・生徒は少なくないが、こうした学びの場に出会ったとしても統計上は不登校の対象であり、「問題行動等」として取り扱われているのが現状である。また、そうした場での活動が在籍校での成績評価に繋がることもない。 学校設置非営利法人による学校設置事業を推進することによって、こうした状況を大きく改善することができると思う。</p>	生徒数の区分	面積(平方メートル)	20人以下	120	21人以上	120+3×(生徒人数-20)	生徒数の区分	面積(平方メートル)	40人以下	200	41人以上	200+2.5×(生徒数-40)	学校設置非営利法人による学校設置事業推進プロジェクト	NPO法人フリースクール札幌自由が丘学園	北海道	文部科学省
生徒数の区分	面積(平方メートル)																		
20人以下	120																		
21人以上	120+3×(生徒人数-20)																		
生徒数の区分	面積(平方メートル)																		
40人以下	200																		
41人以上	200+2.5×(生徒数-40)																		
1065020	運動場に係る要件の弾力化による学校設置事業	学校設置非営利法人による学校を設置する場合は、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることによって、運動場を設けなくてもよいものとする。	<p>学校設置非営利法人による学校設置事業を促進することにより、不登校児童生徒やLD、ADHDといった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育環境の改善を目指す。</p> <p>具体的には、体育館の借用契約の締結やスポーツクラブとの優先利用契約の締結等、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、学校設置非営利法人が学校を設置することができるものとする。</p> <p>提案理由 教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人は多く存在するが、学校設置非営利法人によって設立された学校はまだ1校もない。こうしたNPO法人は運営規模が小さいところが多く、学校設置基準が大きな障壁となっているが、その背景として、都市部で運営しているところが多いため土地の取得が事実上困難であることや、廃校舎の活用がままならないといった事情が挙げられる。 小規模であるが故に通える、きめ細やかな対応が可能であるが故に適応できるという児童・生徒は少なくないが、こうした学びの場に出会ったとしても統計上は不登校の対象であり、「問題行動等」として取り扱われているのが現状である。また、そうした場での活動が在籍校での成績評価に繋がることもない。 学校設置非営利法人による学校設置事業を推進することによって、こうした状況を大きく改善することができると思う。</p>	学校設置非営利法人による学校設置事業推進プロジェクト	NPO法人フリースクール札幌自由が丘学園	北海道	文部科学省												
1068010	大学獣医学部の設置の許可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	<p>四国では、動物感染症や人獣共通感染症対策のみならず、食の安全・安心の確保を図るうえで重要な役割を担う獣医師が不足しており、その確保対策が急務となっている。そこで、今治新都市に国際水準の大学獣医学部を新設して獣医師を養成し、感染症対策及び食の安全の確保を図る一方で、動物・獣医療関連の企業誘致を促進して他産業とのコラボにより新産業を創造し、地域活性化を促す。</p> <p>(提案理由) 全国的に産業動物・公務員獣医師の不足感が顕著となる中、他の地域以上に獣医師が不足し、研究・診断の拠点施設がない四国で、万一、口蹄疫などの感染が発生した場合には十分な対応ができない恐れがある。また、獣医師は感染症の予防・診断のみならず、医薬品開発、食の安全性確保等を通じ、政府が「新成長戦略」において掲げる健康大国の実現に向けて重要な役割を担っており、今後一層、重要性が増すと考えられる。このため、四国の獣医師不足を解消し、地域の研究機能を充実・強化するとともに、今治市を成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として再生するため、特区による大学獣医学部の設置を提案する。なお、獣医師養成は6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題としてみたとときにおいても、獣医師養成機関の空白地帯であり、今後更なる獣医師不足が予想される四国における獣医師養成の充実喫緊の課題である。よって、四国地域に産業動物系コースや研究者養成コース、地域入学定員枠を設けた高い水準の大学を設置し、地域で人材を養成しようとする本提案は、国の方針にも沿うものとする。</p>		今治市、愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省												
1072010	通信制中学の入学制限の撤廃	・学校教育法附則第八条「中学校は、自分の間、尋常小学校卒業生及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことができる。」及び中学校通信教育規程第二条「中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の尋常小学校卒業生及び国民学校初等科修了者に限る。」の撤廃	<p>現在中学校には10万人を超える不登校生が在籍しているが、現行の通信制中学校に関する法令では、戦前の尋常小学校等の義務教育修了者の中で戦後の新学制における中学校を修了したいという希望を持つ者のみに限られ、戦後の教育を受けた者は通信制中学に入学できないことになっている。</p> <p>IT等を活用した学習活動を行うことや、フリースクール等の施設において指導等を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることが認められるなど、一定の対応策は行われているが、十分な中学校教育を受けることができない状態である。</p> <p>通信制中学を設置し生徒を受け入れた場合、通学が困難な生徒に対しても学習指導要領に則した教育を提供することができ、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を学校内外で総合的に充実させていくことが可能となる。</p> <p>以上の理由により、通信制中学の入学要件の緩和によって、主に不登校生のための通信制中学の設置をすることを提案したい。</p>		株式会社アットマーク・ラーニング	東京都	文部科学省												

08 文部科学省（構造改革特区第19次 検討要請）.xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1074010	「小中学校における障害のある児童生徒への介助業務の医療的支援特区」	医師法第17条の特例により、医療的支援の必要な児童生徒と保護者の同意のもと、学校の教職員が、主治医など、医師による指導や保護者との連携において、実践的な研修を受けることにより、常駐する看護師資格を有する介助員の業務の補完として、痰の吸引や経管栄養等を、直接対象児童生徒に行うことができることとし、万全の学校体制を確立する。	《提案理由》本市では、「ノーマライゼーション社会」及び、「地域の学校でともに学び、ともに育つ教育」の考えのもと、希望するすべての子どもたちを地域の学校で受け入れ教育を進めており、痰の吸引や経管栄養等は、医療行為として看護師資格を有する介助員を配置し実施している。しかし、この行為は生活上必要不可欠なものであるため、緊急的な対応などの場合、その子どもをよき知り信頼関係も深くもてる立場にある教職員が実践的な研修を受け、看護師の業務の補完として、対象児童生徒の医療的な行為が実施できる万全の学校体制を実現させる。 《具体的事業の実施内容》学校の教職員が以下の条件で、直接対象の児童生徒に(ア)痰の吸引、(イ)経管栄養(胃ろうを含む、ただしチューブの交換等は含まない)、(ウ)自己導尿の補助、(エ)定期的な投薬管理等、対象児童生徒が、学校生活上必要不可欠とし、家庭では家族が常時行っている医療的な行為を実施することができることとする。 《条件》 ■主治医等による指導・連携の研修を行う。■緊急的な対応などの場合、教職員が行う医療的な行為は、常駐する看護師資格を有する介助員の業務を補完する範囲内とする。■対象児童生徒について所要となる個別の研修を受けた教職員だけが医療的な行為を行う。■医療的支援マニュアルを作成し、諸問題や手順について校内委員会で確認する。		箕面市教育委員会	大阪府	文部科学省 厚生労働省
1078010	学校設置非営利法人による学校設置事業の適用対象の拡大	構造改革特別区域法第13条第1項により、学校設置非営利法人の設置する学校は、不登校児童生徒幼児又は学校への適応が困難な児童生徒を対象とすることになっている。この対象を、「特別な教育課程を希望する児童等」にも拡大し、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育ができるようにする。改正案の別紙あり。	[提案理由概要] (詳細を記した別紙あり) 現在の閉塞感ある経済・社会状況は、クリエイティブな人間を必要としている。しかしこれは、受験を中心とした画一的、点数主義的な教育では育ちにくい。それに対し、オルタナティブ教育と総称される統合的な教育課程による教育(シュタイナー教育、モンテッソーリ教育、フレネ教育、デモクラティック・スクール等)は、子どもの発達経路に深い知見を持っており、クリエイティブな人間を育てることに適している。 その発生のためには、意欲的な教育者と保護者が集まって小規模なところから学校を作りあげていく必要があり、設置が容易で自由度の高いNPO立学校が必要である。 このような小規模NPO立学校は、実験的學校としての役割を果たすことができる。 小規模NPO立学校のもう一つの需要に、不登校、学校不適応、発達障害、外国人など教育機会に恵まれない人たちに教育の道を提供することがある。教育から疎外される人を一人でも減らすことは、社会の活性化にとって、きわめて重要である。 現在のNPO全日制教育機関の利用者は数千名程度であるが、潜在的には全児童・生徒の1%、10万人程度の需要があると推定され、制度が整備されれば新たな雇用と経済循環を生み出す。 『新しい公共』の理念にもとづき、既存の学校では対応困難なこれらの教育需要に、NPO立学校が応じることができ、新たな教育フロンティアとなれるようにすることを提案する。  [実施内容概要] 構造改革特別区域法第13条を別紙詳細のように改正し、「特別な教育課程を希望する児童等」に対象を拡大するとともに、その教育水準保障を行う。	学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	古山教育研究所	千葉県	文部科学省
1078020	学校設置非営利法人による学校の設置基準弾力化事業	学校設置非営利法人の設置する学校においては、小学校設置基準、中学校設置基準、高等学校設置基準の施設基準をそれぞれ次の通りとする。  最低校舎面積 生徒人数 面積(m <sup>2</sup> ) 20人以下 120 21人以上 120+3.0×(生徒人数-20)  運動場面積 特に定めないが、公的施設の利用等を含め、教育上支障のないものとする。	提案理由: 既存の学校が応えることのできない特別な需要に迅速に応えるためには、学校設置非営利法人による学校は小規模なものを可とし、設置が容易であることが必要である。現在は、廃校を借用できないと学校設置基準を満たせないが、廃校借用は地域に限られ、借用の条件や競合も厳しく、借用が容易ではない。また、生徒数の少ない小規模学校には、親密な人間関係、実情把握の容易、迅速な判断など教育上大きなメリットがあり、クリエイティブな人材を育成するのに適している。  具体的実施内容: 1 校舎面積 複数年による編成を積極的に進める学校(フレネ学校、イエナ・プラン学校、デモクラティックスクールなど)の場合、生徒数20人程度に経営上の採算点がある。また、障害児等、特別なニーズに応える学校は、教員一人当たりの生徒数が少ないため、規模を大きくすることは難しい。そのため生徒数20人を最低の区切りとして、校舎面積の基準を設ける。 最低校舎面積 生徒人数 面積(m <sup>2</sup> ) 20人以下 120 21人以上 120+3.0×(生徒人数-20) なお、提案した基準値は、専修学校設置基準および実際のNPO学校への聞き取り調査を参考にした。 専修学校設置基準別表第二 高等課程(商業実務、服飾・家政、文化・教養) 40人以下 200m <sup>2</sup> 41人以上 200+2.5×(生徒数-40) 2 運動場面積 NPO学校にとって、都市部で運動場を確保することは、資金上きわめて困難である。しかし、オランダ等には、自前の運動場を持たないが、教育に支障をきたしていない学校が多数存在する。運動場要件が学校設置に対して禁止的なものにならないようにする。 規制の代替措置: 学校設置を容易にすることによる弊害の防止策は、「学校設置非営利法人による特別な需要に応える学校設置事業」と同じである。	学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	古山教育研究所	千葉県	文部科学省
1078030	特別な需要に応える学校設置に係わる教育課程弾力化	「特別な教科課程を希望する生徒等」を対象とし、当該特区に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を学校設置非営利法人が行うときは、憲法、教育基本法の理念、学校教育法の目標を踏まえ、必ずしも学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を可能にする。	提案理由: 特区803「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化」の対象を拡大したものである。  「当該区域の学校が応えることのできない特別な需要」に応える学校は、既存の学校ではできないことを行うことに意義がある。学習指導要領に必ずしもよらずに、憲法、教育基本法の理念、学校教育法の目標を踏まえて、教育課程編成を可能にする。  代替措置: 学校自己評価および第三者評価により、その学校の設置目的が十分に達成されているかを評価する。	学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	古山教育研究所	千葉県	文部科学省



08 文部科学省（構造改革特区第19次 検討要請）.xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1078040	学校設置非営利法人が特別な需要に応じる学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業	小学校設置基準第5条、第6条、中学校設置基準第5条、第6条に規定する「特別の事情」に該当するものとして必ずしも同学年の児童生徒で編成する必要がなく、一人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることができる。	提案趣旨: 特区825「学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業」を、特別な需要に応える学校設置非営利法人に適用するものである。	学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	古山教育研究所	千葉県	文部科学省
1078050	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	特別な需要に応じる学校設置非営利法人の設置する学校は、構造改革特別区域法第13条第1項に規定する学校設置非営利法人と同等に、市町村教員委員会による特別免許状授与事業による特例特別免許状を受けられるものとする。	提案趣旨: 特区830「市町村教育委員会による特別免許状授与事業」を、学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校に適用するものである。	学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	古山教育研究所	千葉県	文部科学省
1082010	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に関する規制緩和	NPO法人による私立学校設置の認可	提案事業の実施内容 ①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置 提案理由: 特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。 「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるということも指摘されている。(資料2・3参照) 特別支援を要する子どもたちに十分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援制が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。(資料2・3参照) このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。 NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。	特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	NPO法人翔和学園	東京都	文部科学省
1082020	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に関する規制緩和	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る、学校設置基準の弾力化	提案事業の実施内容 ①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置 提案理由: 特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。 「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるということも指摘されている。(資料2・3参照) 特別支援を要する子どもたちに十分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援制が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。(資料2・3参照) このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。 NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。	特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	NPO法人翔和学園	東京都	文部科学省

08 文部科学省（構造改革特区第19次 検討要請）.xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1082030	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に関する規制緩和	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る教育課程編成の弾力化	<p>提案事業の実施内容</p> <p>①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置</p> <p>提案理由： 特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。 「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるということも指摘されている。(資料2・3参照) 特別支援を要する子どもたちに十分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援制が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。(資料2・3参照) このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。 NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。</p>	特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	NPO法人翔和学園	東京都	文部科学省
1082040	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に関する規制緩和	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る、学級編成や教員定数の弾力化	<p>提案事業の実施内容</p> <p>①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置</p> <p>提案理由： 特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。 「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるということも指摘されている。(資料2・3参照) 特別支援を要する子どもたちに十分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援制が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。(資料2・3参照) このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。 NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。</p>	特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	NPO法人翔和学園	東京都	文部科学省